

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年2月10日

【四半期会計期間】 第155期第3四半期(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)

【会社名】 日本精工株式会社

【英訳名】 NSK Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 内山 俊弘

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎一丁目6番3号

【電話番号】 03-3779-7111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役常務 総務部長 池村 幸雄

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎一丁目6番3号

【電話番号】 03-3779-7111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役常務 総務部長 池村 幸雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第154期 第3四半期 連結累計期間	第155期 第3四半期 連結累計期間	第154期
会計期間	自 平成26年 4月 1日 至 平成26年12月31日	自 平成27年 4月 1日 至 平成27年12月31日	自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日
売上高 (百万円)	711,903	735,457	974,885
経常利益 (百万円)	66,833	74,060	91,002
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	43,725	50,275	61,962
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	85,238	36,257	121,393
純資産額 (百万円)	454,198	506,321	481,859
総資産額 (百万円)	1,102,187	1,117,007	1,129,164
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	80.86	92.86	114.56
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	80.75	92.79	114.42
自己資本比率 (%)	39.0	43.1	40.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	38,796	87,430	67,709
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△30,062	△27,138	△46,335
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	9,106	△34,972	△8,304
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	191,143	207,708	184,374

回次	第154期 第3四半期 連結会計期間	第155期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成26年10月 1日 至 平成26年12月31日	自 平成27年10月 1日 至 平成27年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	32.97	31.06

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2 売上高には、消費税等は含まれていません。

3 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)第39項に掲げられた定め等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としています。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、関係会社の異動は次のとおりです。

(連結子会社)

株式譲渡による減少：NSKテクノロジー(株)

NSKテクノロジー台湾社

NSKテクノロジー韓国社

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」からの重要な変更があった事項は次のとおりです。見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」の項目番号に対応しています。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において判断したものです。

(14) 訴訟対応

当社並びに当社の米国、カナダ及び欧州の一部子会社は、米国及びカナダにおいて、他の被告らとともに、原告である軸受製品等の購入者の代表者等から、複数の集団訴訟(州政府による訴訟を含む。)の提起を受けています。原告は、被告らが共謀して、これらの国において軸受製品等の取引に関する競争を制限した等と主張し、被告らに対して損害賠償、対象行為の差止めをはじめとする請求を行っています。詳細につきましては、後記「第4【経理の状況】1【四半期連結財務諸表】[注記事項](四半期連結貸借対照表関係)2 偶発債務ほか(4) 訴訟事項等」をご参照下さい。

当社又は当社の子会社若しくは関係会社は、上記訴訟と同種又は類似の訴訟等を今後提起される可能性があります。

当社グループとしましては、原告等による請求に対して、適切に対処していきます。また、当社グループは、上記訴訟等の状況に応じて、原告等との間で個別に和解の可能性も検討していきます。

上記訴訟等の結果として、今後、損害賠償金等による損失が発生する可能性があります。現時点ではその金額を合理的に見積ることは困難であり、当社の経営成績等に与える影響は明らかではありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当社グループは、平成28年の創立100周年に向け、「売上高1兆円を支える企業基盤の確立」をビジョンとする3年間の中期経営計画に平成25年4月より取り組んでいます。事業戦略としては「収益重視の成長」、経営基盤の強化に向けては「1兆円の物量を回す管理能力の構築」を推進しています。

当第3四半期連結累計期間の世界経済を概観すると、日本経済は原油安や各種政策効果はあるものの、輸出や生産に弱さがみられ全体としては不透明感が増してきました。米国経済は個人消費を中心に堅調に推移しました。欧州では、ユーロ圏を中心に景気の持ち直し傾向が続きました。一方、中国は経済成長の鈍化がより鮮明となり、アセアンでは総じて景気の足踏み状態が続きました。

このような経済環境下、当第3四半期連結累計期間の売上高は7,354億57百万円と前年同期に比べて3.3%の増収となりました。営業利益は737億14百万円(前年同期比+10.0%)、経常利益は740億60百万円(前年同期比+10.8%)となりました。税金費用、非支配株主利益等を控除した結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は502億75百万円と前年同期に比べて15.0%の増益となりました。

当社グループのセグメントごとの市場環境と業績は次のとおりです。

① 産業機械事業

産業機械関連需要は、新興国を中心とした景気減速の影響を受け減少しました。地域別にみると、日本では、工作機械向けを中心に減収となりました。米州はアフターマーケット向けの売上高が減少しました。欧州においては、家電向けの売上高は増加しましたが、アフターマーケット向け等で減収となりました。中国では、電機向けを中心に売上高が減少しました。その他アジアでは、総じて需要が低迷したものの、為替の影響もあり増収となりました。

この結果、産業機械事業の売上高は1,983億55百万円(前年同期比△2.2%)、営業利益は226億64百万円(前年同期比+0.3%)となりました。

② 自動車事業

自動車市場向け需要は、グローバルに緩やかな拡大が続きました。日本では、トランスミッション向けを中心に増収となりました。米州は米国における自動車販売が堅調に推移し電動パワーステアリング(EPS)・自動車軸受ともに売上高が増加しました。欧州では緩やかな回復が続き増収となりました。中国においては、自動車市場の成長鈍化がみられたものの、小型車優遇税制効果もあり増収となりました。その他アジアでは、各国の市場にばらつきがありましたがEPSを中心に売上高が増加しました。

この結果、自動車事業の売上高は5,168億92百万円(前年同期比+7.6%)、営業利益は556億70百万円(前年同期比+18.7%)となりました。

(2) 財政状態の分析

資産合計は1兆1,170億7百万円となり、前連結会計年度末に比べて121億56百万円減少しました。主な増加は現金及び預金162億89百万円、主な減少は受取手形及び売掛金125億58百万円、有形固定資産73億99百万円、投資有価証券65億48百万円です。

負債合計は6,106億86百万円となり、前連結会計年度末に比べて366億18百万円減少しました。主な減少は短期借入金17億66百万円、長期借入金137億77百万円です。

純資産合計は5,063億21百万円となり、前連結会計年度末に比べて244億61百万円増加しました。主な増加は親会社株主に帰属する四半期純利益502億75百万円であり、主な減少はその他有価証券評価差額金22億58百万円、為替換算調整勘定119億92百万円です。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は2,077億8百万円となり、前連結会計年度末に比べて233億34百万円の増加となりました。また、前年同期末に比べて165億65百万円の増加となりました。

当第3四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られたキャッシュ・フローは、前年同期に比べて486億33百万円増加し、874億30百万円の収入となりました。主な収入の内訳は、税金等調整前四半期純利益740億60百万円、減価償却費310億46百万円であり、一方で主な支出の内訳は、法人税等の支払額136億95百万円です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動に使用されたキャッシュ・フローは、前年同期に比べて29億24百万円減少し、271億38百万円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動に使用されたキャッシュ・フローは、前年同期に比べて440億79百万円増加し、349億72百万円の支出となりました。主な内訳は、長期借入金の返済による支出121億48百万円、配当金の支払額176億87百万円、非支配株主への配当金の支払額29億77百万円です。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社グループは、株主・投資家、顧客、国内外の製造・販売会社、地域社会、従業員等の様々なステークホルダーとの相互関係に基づき成り立っています。当社は、当社グループの使命は、社会・環境・経済の全ての面においてバランスのとれた経営を行い、全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たすと同時に、本業に徹することにより当社グループの企業価値を増大させることであると考えています。

当社は、資本市場に公開された株式会社であるため、当社に対して投資をしていただいている株主の皆様には、当社のかかる考えにご賛同いただいた上で、そのご判断により当社の経営を当社経営陣に対して委ねていただいているものと理解しています。かかる理解のもと、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、最終的には、株主の皆様のご判断によるべきであると考えています。従いまして、当社株式の大量の買付行為がなされた場合にそれに応じるべきか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきであると考えます。

しかしながら、近年のわが国の資本市場の状況を考慮すると、対象となる企業の株主の皆様及び投資家の皆様に対する必要十分な情報開示や熟慮のための機会が与えられることなく、あるいは対象となる企業の取締役会が意見表明を行い、代替案を提示するための情報や時間が提供されずに、突如として、株式の大量の買付行為が強行される可能性も否定できません。このような株式の大量の買付行為の中には、真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損する買付行為もあり得ます。

かかる当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損する当社株式の大量の買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

(イ) 中期経営計画等による企業価値向上への取り組み

当社グループは、平成25年4月よりあらたに平成28年3月期までの中期経営計画をスタートさせました。かかる中期経営計画では、平成28年の創立100周年に向け、売上高1兆円とそれを支える経営基盤の確立を目指し「1兆円を支える企業基盤の確立」を中期ビジョンとして掲げました。そして、「安全・品質・コンプライアンス」という基礎の上に、従来から取り組んでまいりました「成長戦略」と「体質強化」を一步進め、「収益重視の成長」と「1兆円の物量を回す管理能力の構築」を目指すことにより、事業環境の大きな変化の中での次なる成長に向けた事業戦略と経営基盤の強化を図ってまいります。

また、中期ビジョンの達成に向けて、

「収益重視の成長」の施策として

- ・新興国での成長
- ・顧客戦略、セクター戦略強化
- ・生産力、技術開発力強化
- ・戦略的提携

「1兆円の物量を回す管理能力の構築」の施策として

- ・ガバナンス充実、コンプライアンス強化
- ・事業構造改革
- ・グローバルマネジメントの進化

の7つの経営課題を推進してまいります。

また、当社は、事業を通じて世界中のエネルギーロスを削減することが当社グループの社会的責任と捉え、地球環境の保全と社会の持続可能な発展に向けて貢献すべく環境経営のレベルアップを着実に推進し、様々なステークホルダーとの信頼関係構築に努めています。

(ロ) コーポレート・ガバナンスに関する取り組み

当社は、社会的責任を果たし、企業としての適切な利益を確保し続け、企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保・向上させるために、経営の透明性と健全性を高めていく具体的な体制を積極的に採用しています。平成11年には、当社は執行役員制度を導入の上、社外取締役を招聘し、任意に報酬委員会を設置しました。また、平成15年には、任意に監査委員会を設置しています。そして、平成16年には委員会等設置会社に移行し、平成18年には会社法に基づく委員会設置会社、さらに平成27年の会社法改正に伴い指名委員会等設置会社となっています。監査・報酬・指名の3つの委員会は、それぞれ2名の社外取締役と1名の社内取締役で構成され、透明性と健全性の向上に大きな役割を果たしています。

なお、当社は、社外取締役4名全員を独立役員として東京証券取引所に届け出しています。

また、コーポレートガバナンス・コードにも適切に対応し、当社グループ全体のガバナンス体制の更なる充実を継続して図ってまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（同規則第118条第3号ロ(2)）として、平成20年6月25日開催の当社定時株主総会において、当社株式の大量買付行為に関する対応策を導入し、その後3年の有効期間が満了するに当たり、平成23年6月24日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得て、当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）を継続しました。旧プランは、平成26年6月25日開催の当社定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了することから、当社は、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる種々の議論、法令の改正等を踏まえ、買収防衛策を継続するか否かについて検討を続けてまいりました。

その結果、平成26年5月23日開催の当社取締役会において、当社定款第35条に基づき、同年6月25日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得て承認可決されることを条件として、旧プランから継続して、当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議し、同株主総会において承認され、本プランが導入されました。

(イ) 本プランの対象となる大量買付行為

本プランは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付けその他具体的な買付方法の如何を問いません。以下同じとします。）、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為を適用対象とします。但し、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本プランの適用対象からは除外します。なお、本プランの適用を受ける買付行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。

(ロ) 大量買付ルールの設定

i. 意向表明書の事前提出

大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、当社代表執行役社長宛に、本プランに定められた所定の手続(以下「大量買付ルール」といいます。)に従う旨の誓約等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。

ii. 本必要情報の提供

当社取締役会は、上記 i. の意向表明書受領後10営業日(初日不算入)以内に、大量買付者から提供していただくべき、大量買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を記載したリスト(以下「本必要情報リスト」といいます。)を当該大量買付者に対して交付します。大量買付者には、当社代表執行役社長宛に、本必要情報リストに従って十分な情報を提供していただきます。

次いで、当社取締役会は、大量買付者から提供された情報を精査し、必要に応じて当社取締役会から独立した第三者(財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、その他の専門家を含みます。以下「外部専門家等」といいます。)の助言を受けた上で、当該情報だけでは本必要情報として不十分であると合理的に判断する場合には、大量買付者に対して追加的に情報提供を求めることができるものとし、大量買付者から追加的に受領した情報についても同様とします。

iii. 取締役会による評価期間の設定等

当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した後、必要に応じて外部専門家等の助言を受けた上で、大量買付行為の内容に応じて最長60日間または最長90日間(いずれの場合も初日不算入)を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案作成のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。但し、当社取締役会が、当初設定した取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことについてやむを得ない事由がある場合には、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を受けた上で、当社取締役全員が出席する取締役会の全会一致の決議により、取締役会評価期間を合理的に必要な範囲内で、最長30日間(初日不算入)延長できるものとします(なお、当該延長は原則として一度に限るものとします。)

大量買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大量買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉し、また当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(ハ) 対抗措置の発動

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行うことはあり得るものの、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は発動しません。

但し、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうおそれがあると合理的に認められる場合には、取締役会評価期間満了後に、株主総会を開催し、大量買付行為に対し、対抗措置を発動すべきか否かを株主の皆様のご判断に委ねることができるものとします。

また、当社取締役会は、大量買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合、大量買付者の提案する買収の方法が、いわゆる強圧的二段階買付けに代表される、構造上株主の皆様のご判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様が当社株券等の売却を強要するおそれがある場合等、大量買付行為が一定の類型に該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうものであると合理的に認められる場合には、例外的に対抗措置を発動することがあります。

これに対して、大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主ご共同の利益を確保・向上することを目的として、対抗措置を発動する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の是非は、外部専門家等の助言を受けた上で、当社取締役会が合理的に判断し、決議します。

但し、当社取締役会が、株主の皆様のご意思を確認することが実務上可能であり、かつ、当社取締役会が株主の皆様のご意思を確認するために株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくことが適切であると合理的に判断した場合には、取締役会評価期間満了後に、株主総会を開催し、大量買付行為に対し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様のご判断に委ねるものとします。

なお、当社は、本プランにおける対抗措置として、原則として、新株予約権無償割当てを行います。

また、対抗措置発動に係る当社取締役会の決議（株主総会の決議に基づく場合を除きます。）は、取締役全員が出席する取締役会において、全会一致により行うものとします。

(二) 株主意思の確認手続

当社取締役会は、上記（ハ）に記載のとおり、株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただく場合には、取締役会評価期間満了後に、法令及び当社定款の定めに従って、速やかに株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様のご判断に委ねるものとします。当社取締役会は、取締役会評価期間満了後60日以内に株主総会を開催し、大量買付行為への対抗措置の発動に関する議案を株主総会に上程するものとしますが、事務手続上の理由から60日以内に開催できない場合は、事務手続上可能な最も早い日において開催するものとします。

株主総会を開催する場合には、大量買付者は、当該株主総会終結時まで、大量買付行為を開始してはならないものとします。

(ホ) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成26年6月25日開催の当社定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで（平成29年6月に開催予定の定時株主総会終結の時まで）とし、以降、本プランの継続（一部修正した上での継続を含みます。）については3年ごとに定時株主総会の承認を得ることとします。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト（<http://www.jp.nsk.com/investors/>）に掲載しています、平成26年5月23日付「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」をご参照ください。

④ 上記②の取り組みについての取締役会の判断及びその理由

上記②の取り組みは、当社の中長期的な企業価値の向上のための基本的な取り組みの一環であり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させることを目的として実施しているものです。かかる取り組みを通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させることにより、上記①記載の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損する当社株式の大量の買付行為は困難になるものと考えられ、よって、上記②の取り組みは、上記①の基本方針の実現に資するものであると考えています。

従いまして、上記②の取り組みは上記①の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

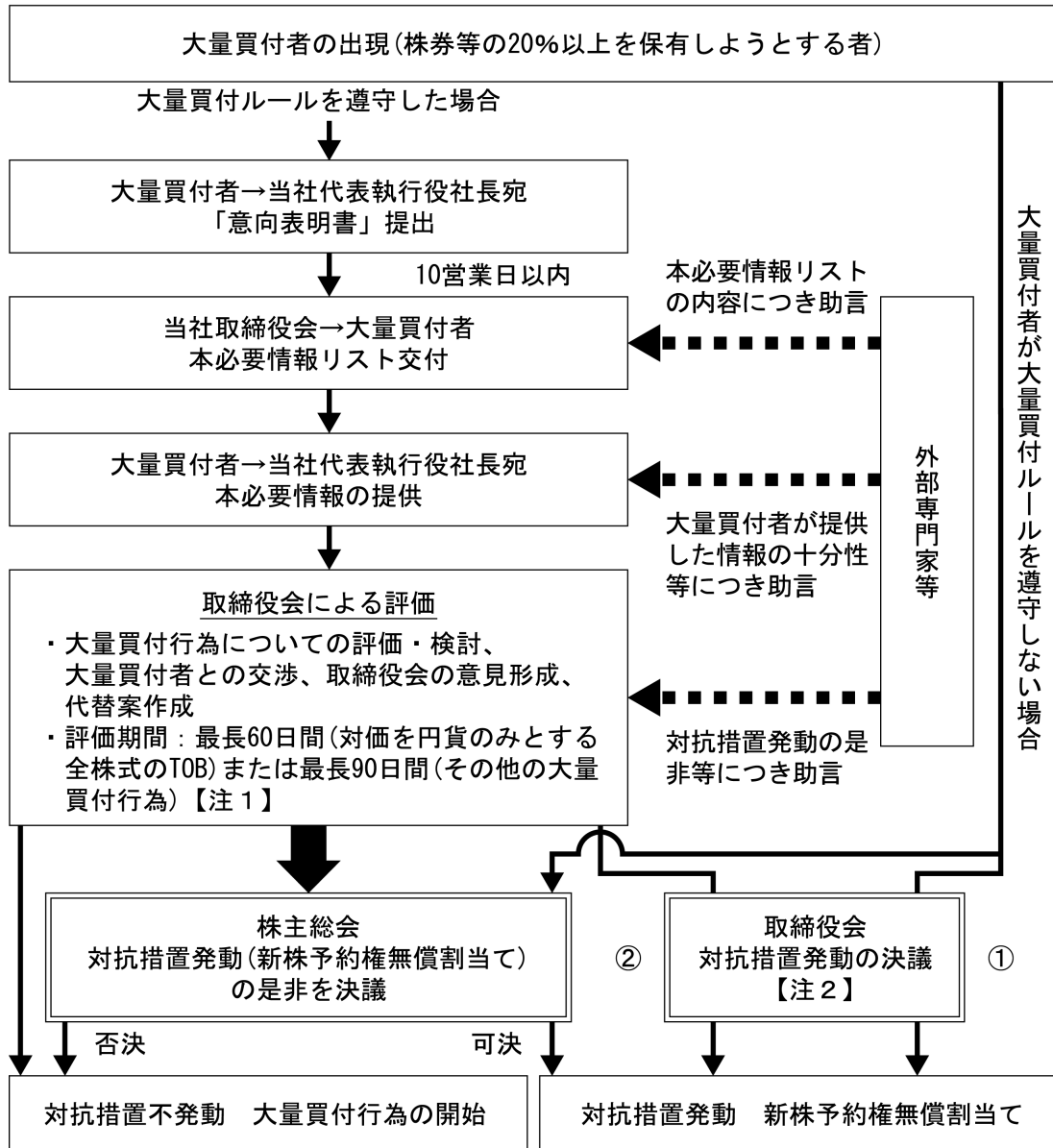
⑤ 上記③の取り組みについての取締役会の判断及びその理由

上記③の取り組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者に対して、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為に関する必要な情報の提供、及び、その内容の評価・検討等に必要の期間の確保を求め、最終判断を行う当社株主の皆様が、株式の大量の買付行為の提案の内容を十分に理解し、適切な判断（インフォームド・ジャッジメント）を行うことができるようにするために導入されるものです。また、上記③の取り組みにおいては、そのような情報提供と検討等の期間の確保の要請に応じない大量買付者に対して取締役会決議により対抗措置を発動できることとするとともに、かかる要請に応じた大量買付者であっても、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれがあると合理的に認められる場合には、株主総会決議により対抗措置を発動できる（但し、一定の類型に該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると合理的に認められる場合には、取締役会決議により発動できます。）こととすることで、これらの大量買付者による大量買付行為を防止するものであり、よって、上記①の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みです。さらに、上記③の取り組みにおいては、大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合において対抗措置を発動しようとする場合には、原則として、株主総会を開催して、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくこととしており、また、大量買付者が大量買付ルールを遵守していない場合を含め、当社取締役会が対抗措置の発動を決議する場合には、独立性のある社外取締役を含む取締役全員が出席する当社取締役会において、全会一致により行うこととしており、当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記③の取り組みの合理性及び公正性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものです。

さらに、当社は、本プランの運用における取締役会の判断の恣意性を排除し、本プランの運用の合理性を確保することを目的として、本プランの運用に関して取締役会が準拠すべき手続等を定めた「大量買付行為への対応に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）を制定しています。ガイドラインの制定により、大量買付ルールの適用、対抗措置の発動または不発動等に関する取締役会の判断の客観性が高まり、本プランの運用につき十分な合理性が確保されることとなります。

従いまして、上記③の取り組みは上記①の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

本プランにかかる手続の流れの概要



【注1】 但し、社外取締役を含む当社取締役会の全会一致の決議により、最長30日間延長される場合があります(延長は原則として一度に限ります。)

【注2】 当社取締役会は、次の場合には、対抗措置を発動することがあります。但し、この発動にかかる決定は、社外取締役を含む当社取締役会の全会一致の決議によります。

- ① 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合
- ② 大量買付行為が一定の類型に該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると合理的に認められる場合

【注1】及び【注2】を除く取締役会の決議は、出席取締役の過半数の賛成によりなされます。

本プランの運用にかかる手続等については、別途ガイドラインを制定しています。

このフローチャートは、あくまで本プランの概要をわかりやすく説明するための参考とするために作成されたものにすぎず、本プランの詳細については、本文をご参照ください。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は82億4千万円です。なお、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,700,000,000
計	1,700,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成27年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成28年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	551,268,104	551,268,104	東京証券取引所(市場第一部)	単元株式数は100株
計	551,268,104	551,268,104	—	—

(注) 1 平成26年12月24日開催の取締役会決議により、平成27年4月1日付で単元株式数を1,000株から100株へ変更しています。

2 「提出日現在発行数」には、平成28年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は、含まれていません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年10月1日～ 平成27年12月31日	—	551,268	—	67,176	—	77,923

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の[議決権の状況]については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成27年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしています。

① 【発行済株式】

平成27年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 9,379,200	—	単元株式数は100株
	(相互保有株式) 普通株式 656,400	—	同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 540,990,000	5,409,900	同上
単元未満株式	普通株式 242,504	—	—
発行済株式総数	551,268,104	—	—
総株主の議決権	—	5,409,900	—

(注)「単元未満株式」欄には、当社の自己保有株式及び相互保有株式が次のとおり含まれています。

自己保有株式		6株
相互保有株式	NSKワーカー(株)	98株
	八木工業(株) (自己名義)	64株
	(他人名義)	45株

② 【自己株式等】

平成27年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式)					
日本精工(株)	東京都品川区大崎一丁目6番3号	9,379,200	—	9,379,200	1.70
(相互保有株式)					
NSKワーカー(株)	東京都品川区大崎一丁目6番3号	420,000	—	420,000	0.07
井上軸受工業(株)	大阪府堺市美原区木材通二丁目2番87号	200,000	—	200,000	0.03
八木工業(株)	群馬県高崎市倉賀野町3121番地	800	35,600	36,400	0.00
計	—	10,000,000	35,600	10,035,600	1.82

(注) 八木工業(株)は、日本精工取引先持株会(東京都品川区大崎一丁目6番3号)の会員であり、他人名義欄に記載されている株式は全て同持株会名義となっています。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しています。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第3項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	76,089	92,379
受取手形及び売掛金	※1 189,635	※1 177,077
有価証券	106,141	108,096
製品	74,060	75,365
仕掛品	45,363	41,748
原材料及び貯蔵品	22,746	22,331
その他	61,793	58,671
貸倒引当金	△2,674	△2,343
流動資産合計	573,157	573,327
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	84,999	82,460
機械装置及び運搬具（純額）	171,335	175,350
その他（純額）	78,561	69,686
有形固定資産合計	334,896	327,497
無形固定資産		
投資その他の資産	11,791	11,988
投資有価証券	118,672	112,124
退職給付に係る資産	77,361	78,836
その他	13,664	13,583
貸倒引当金	△380	△350
投資その他の資産合計	209,319	204,194
固定資産合計	556,007	543,680
資産合計	1,129,164	1,117,007

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※1 137,900	※1 137,359
短期借入金	116,909	115,142
未払法人税等	5,804	8,012
その他	※1 78,823	※1 59,035
流動負債合計	339,436	319,549
固定負債		
社債	60,000	60,000
長期借入金	149,491	135,713
役員退職慰労引当金	1,674	1,633
環境対策引当金	179	178
退職給付に係る負債	40,059	38,266
その他	56,463	55,343
固定負債合計	307,867	291,136
負債合計	647,304	610,686
純資産の部		
株主資本		
資本金	67,176	67,176
資本剰余金	78,938	79,081
利益剰余金	252,667	293,731
自己株式	△4,083	△3,978
株主資本合計	394,699	436,011
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	44,438	42,179
為替換算調整勘定	7,592	△4,399
退職給付に係る調整累計額	9,316	7,982
その他の包括利益累計額合計	61,347	45,762
新株予約権	252	398
非支配株主持分	25,560	24,149
純資産合計	481,859	506,321
負債純資産合計	1,129,164	1,117,007

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年12月31日)
売上高	711,903	735,457
売上原価	549,465	564,483
売上総利益	162,437	170,973
販売費及び一般管理費	95,416	97,259
営業利益	67,021	73,714
営業外収益		
受取利息	650	461
受取配当金	1,696	1,655
持分法による投資利益	3,374	3,197
その他	3,057	3,470
営業外収益合計	8,779	8,785
営業外費用		
支払利息	3,762	3,618
製品補償費	3,905	1,878
その他	1,298	2,941
営業外費用合計	8,966	8,439
経常利益	66,833	74,060
特別損失		
独占禁止法関連損失	3,025	—
特別損失合計	3,025	—
税金等調整前四半期純利益	63,807	74,060
法人税等	17,872	21,284
四半期純利益	45,935	52,776
非支配株主に帰属する四半期純利益	2,210	2,500
親会社株主に帰属する四半期純利益	43,725	50,275

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年12月31日)
四半期純利益	45,935	52,776
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	6,437	△2,220
為替換算調整勘定	32,975	△12,632
退職給付に係る調整額	△620	△1,369
持分法適用会社に対する持分相当額	510	△298
その他の包括利益合計	39,303	△16,519
四半期包括利益	85,238	36,257
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	81,117	34,690
非支配株主に係る四半期包括利益	4,121	1,566

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	63,807	74,060
減価償却費	28,347	31,046
のれん償却額	86	83
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△52	△176
退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の増減額	△2,527	△5,490
受取利息及び受取配当金	△2,347	△2,117
支払利息	3,762	3,618
持分法による投資損益 (△は益)	△3,374	△3,197
独占禁止法関連損失	3,025	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△5,311	4,295
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△16,921	△3,876
仕入債務の増減額 (△は減少)	12,516	1,593
その他	△2,664	△62
小計	78,347	99,777
利息及び配当金の受取額	7,498	4,893
利息の支払額	△3,595	△3,545
独占禁止法関連損失の支払額	△18,878	—
法人税等の支払額	△24,575	△13,695
営業活動によるキャッシュ・フロー	38,796	87,430
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額 (△は増加)	△154	△101
有価証券の取得による支出	△200	—
有価証券の売却による収入	366	84
有形固定資産の取得による支出	△28,059	△31,335
有形固定資産の売却による収入	729	343
投資有価証券の取得による支出	△35	△39
投資有価証券の売却による収入	220	3,257
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	—	1,042
貸付けによる支出	△711	△3,035
貸付金の回収による収入	108	5,242
その他	△2,326	△2,596
投資活動によるキャッシュ・フロー	△30,062	△27,138
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△1,989	△2,655
長期借入れによる収入	7,622	577
長期借入金の返済による支出	△23,194	△12,148
社債の発行による収入	40,000	—
自己株式の取得による支出	△28	△4
配当金の支払額	△11,248	△17,687
非支配株主への配当金の支払額	△2,244	△2,977
その他	189	△76
財務活動によるキャッシュ・フロー	9,106	△34,972
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,362	△1,985
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	22,203	23,334
現金及び現金同等物の期首残高	168,940	184,374
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 191,143	※1 207,708

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	
(1) 連結の範囲の重要な変更	第1四半期連結会計期間より次の3社を連結の範囲から除外しています。 (株式譲渡による減少) NSKテクノロジー(株) NSKテクノロジー台湾社 NSKテクノロジー韓国社
(2) 変更後の連結子会社数	90社

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しています。

(追加情報)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)第39項に掲げられた定め等を適用し、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っています。当該表示の変更を反映させるため、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っています。	

(四半期連結貸借対照表関係)

- ※1 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しています。
なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末日の残高に含まれています。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
受取手形	—	1,360百万円
支払手形	—	161
流動負債その他 (設備関係支払手形)	—	39

2 偶発債務ほか

(1) 当社従業員の財形貸付融資に対する債務保証額

前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
4百万円	2百万円

(2) 連結会社以外の会社の金融機関借入等に対する債務保証額

前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
MSP インダスト リーズ社 61百万円	MSP インダスト リーズ社 —

(3) 手形債権信託契約に基づく債権譲渡高

前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年12月31日)
2,049百万円	1,605百万円

(4) 訴訟事項等

(前連結会計年度)

当社及び当社の一部子会社は、その製品の取引に関して競争法違反の疑いがあるとして海外の関係当局による調査等を受けており、当社グループは、これに対して全面的に協力しています。

また、米国及びカナダにおいて、原告である軸受製品等の購入者等の代表者等から、当社並びに当社の米国及びカナダの子会社を含む被告らに対して複数の集団訴訟等が提起されています。原告は、被告らが共謀して、これらの国において軸受製品等の取引に関する競争を制限した等と主張し、被告らに対して損害賠償、対象行為の差止め等を請求しています。

当社並びに当社の米国及びカナダの子会社としましては、原告による請求に対して、正当性を主張して争っていく所存です。

なお、当社又は当社の子会社若しくは関係会社は、上記訴訟と同種又は類似の訴訟等を今後提起される可能性があります。

上記調査等及び訴訟等の結果として、今後、課徴金等による損失が発生する可能性があります。現時点ではその金額を合理的に見積ることは困難であり、当社の経営成績等に与える影響は明らかではありません。

(当第3四半期連結会計期間)

当社及び当社の一部子会社は、その製品の取引に関して競争法違反の疑いがあるとして海外の関係当局による調査等を受けており、当社グループは、これに対して全面的に協力しています。

また、当社並びに当社の米国、カナダ及び欧州の一部子会社は、米国及びカナダにおいて、他の被告らとともに、原告である軸受製品等の購入者の代表者等から、複数の集団訴訟(州政府による訴訟を含む。)の提起を受けています。原告は、被告らが共謀して、これらの国において軸受製品等の取引に関する競争を制限した等と主張し、被告らに対して損害賠償、対象行為の差止めをはじめとする請求を行っています。

米国においては、軸受製品その他の当社製品について、直接購入者(例えば、自動車メーカー及び産業機械メーカー)、カーディーラー、商用車両・中大型トラック・バス・重機車両等のディーラー、車両の最終購入者並びに州政府の各暫定原告団から、当社並びに当社の米国及び欧州の一部子会社に対して、複数の集団訴訟(州政府に関しては、州市民を代表する父権訴訟及び州政府自身のために行う訴訟)が提起されています。これらの訴訟は、ミシガン州東部連邦裁判所に係属しています。

これらの訴訟の一部については、ディスカバリー(訴訟当事者間で相互に訴訟に関係し得る書類等の証拠の開示を求める手続)が開始されています。ディスカバリーの後、裁判所はそれぞれの集団訴訟について、集団適格に関する原告側の申立てを審理することになり、今後各集団訴訟がどのように進むかは裁判所が集団適格に関する申立てをどのように判断するかによります。

カナダにおいては、オンタリオ州、ケベック州、ブリティッシュ・コロンビア州及びサスカチュワン州において、軸受製品その他の当社製品について、直接購入者(例えば、自動車メーカー)及び間接購入者(例えば、カーディーラー及び車両の最終購入者)からなる暫定原告団から、当社並びに当社の米国、カナダ及び欧州の一部子会社に対して、複数の集団訴訟が提起されています。いずれの集団訴訟も初期段階であり、現時点においては、集団適格に関する審理に入っていません。

なお、当社又は当社の子会社若しくは関係会社は、上記訴訟と同種又は類似の訴訟等を今後提起される可能性があります。

当社グループとしましては、原告等による請求に対して、適切に対処していきます。また、当社グループは、上記訴訟等の状況に応じて、原告等との間で個別に和解の可能性も検討していきます。

上記調査等及び訴訟等の結果として、今後、課徴金、損害賠償金等による損失が発生する可能性があります。現時点ではその金額を合理的に見積ることは困難であり、当社の経営成績等に与える影響は明らかではありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年12月31日)
現金及び預金勘定	78,923百万円	92,379百万円
預入期間が3か月を 超える定期預金	△2,860	△2,757
取得日から3か月以内に償還期限 の到来する有価証券	110,079	108,086
流動資産のその他勘定より 売掛債権等信託受益権	5,000	10,000
現金及び現金同等物	191,143	207,708

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年5月23日 取締役会	普通株式	4,867	9.00	平成26年3月31日	平成26年6月4日	利益剰余金
平成26年10月29日 取締役会	普通株式	6,495	12.00	平成26年9月30日	平成26年12月2日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年5月22日 取締役会	普通株式	8,665	16.00	平成27年3月31日	平成27年6月3日	利益剰余金
平成27年10月27日 取締役会	普通株式	9,212	17.00	平成27年9月30日	平成27年12月1日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	産業機械	自動車	計				
売上高							
外部顧客への売上高	202,889	480,162	683,052	28,851	711,903	—	711,903
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	23,489	23,489	△23,489	—
計	202,889	480,162	683,052	52,341	735,393	△23,489	711,903
セグメント利益	22,597	46,906	69,504	3,860	73,365	△6,344	67,021

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、鋼球の製造・販売事業、機械設備製造事業及び液晶パネル用露光装置などのシステム関連製品の製造・販売事業等を含んでいます。

2 セグメント利益の調整額△6,344百万円には、セグメント間取引消去△2百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△6,342百万円が含まれています。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社本社の総務部門等管理部門に係る費用です。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

当第3四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	産業機械	自動車	計				
売上高							
外部顧客への売上高	198,355	516,892	715,248	20,209	735,457	—	735,457
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	18,787	18,787	△18,787	—
計	198,355	516,892	715,248	38,996	754,244	△18,787	735,457
セグメント利益	22,664	55,670	78,335	2,469	80,805	△7,090	73,714

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、鋼球の製造・販売事業及び機械設備製造事業等を含んでいます。

2 セグメント利益の調整額△7,090百万円には、セグメント間取引消去186百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△7,277百万円が含まれています。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社本社の総務部門等管理部門に係る費用です。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年12月31日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	80円86銭	92円86銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純利益金額 (百万円)	43,725	50,275
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額 (百万円)	43,725	50,275
普通株式の期中平均株式数 (千株)	540,782	541,390
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	80円75銭	92円79銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	706	456
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	該当事項はありません。	同左

2 【その他】

(配当決議)

平成27年10月27日開催の取締役会において、第155期中間配当に関し次のとおり決議しました。

中間配当額 9,212,111,266円

1 株当たり中間配当金 17円00銭

中間配当金支払開始日 平成27年12月1日

(注) 平成27年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、支払いを行います。

(重要な訴訟事項等)

上記「1 [四半期連結財務諸表] [注記事項] (四半期連結貸借対照表関係) 2 偶発債務ほか (4) 訴訟事項等」に記載のとおり、当社及び当社の一部子会社は、海外の関係当局による調査等を受けており、また、海外において、複数の集団訴訟等の提起を受けています。

なお、当該訴訟等の結果として、今後、損害賠償金等による損失が発生する可能性があります。現時点ではその金額を合理的に見積ることは困難であり、当社の経営成績等に与える影響は明らかではありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年2月10日

日本精工株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原	勝彦	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阪中	修	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武藤	太一	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本精工株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本精工株式会社及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しています。
- 2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。